

札幌圏都市計画都市高速鉄道の変更（札幌市決定）

都市計画都市高速鉄道中1号南北線を次のように変更する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備考	
番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表面式の区間における幹線街路等との交差の構造		
1	高速鉄道 南北線	札幌市北区 北40条 西5丁目	札幌市南区 真駒内東町 2丁目	札幌市中央 区大通西4丁 目	約15,290m			線路 線数2	
		札幌市北区 北40条 西5丁目	札幌市豊平 区平岸3条10 丁目	札幌市中央 区北4条西4 丁目	約10,370m	地下式			
		札幌市豊平 区平岸3条10 丁目	札幌市南区 真駒内東町 2丁目	札幌市南区 澄川4条2丁 目	約4,920m	嵩上式			
	なお、札幌市 北 区北40条西5丁目地内に麻生停留場を設ける。								約 9,900m <sup>2</sup>
	なお、札幌市 北 区北33条西4丁目地内に北34条停留場を設ける。								約 6,100m <sup>2</sup>
	なお、札幌市 北 区北23条西4丁目地内に北24条停留場を設ける。								約 3,600m <sup>2</sup>
	なお、札幌市 北 区北18条西4丁目地内に北18条停留場を設ける。								約 2,600m <sup>2</sup>
	なお、札幌市 北 区北12条西4丁目地内に北12条停留場を設ける。								約 2,900m <sup>2</sup>
	なお、札幌市中央区北4条西4丁目地内にさっぽろ停留場を設ける。								約 8,100m <sup>2</sup>
	なお、札幌市中央区大通西4丁目地内に大通停留場を設ける。								約 6,900m <sup>2</sup>
	なお、札幌市中央区南4条西4丁目地内にすすきの停留場を設ける。								約 4,700m <sup>2</sup>
	なお、札幌市中央区南9条西4丁目地内に中島公園停留場を設ける。								約 3,100m <sup>2</sup>
	なお、札幌市中央区南15条西4丁目地内に幌平橋停留場を設ける。								約 2,700m <sup>2</sup>
	なお、札幌市豊平区中の島2条1丁目地内に中の島停留場を設ける。								約 2,800m <sup>2</sup>
	なお、札幌市豊平区平岸2条7丁目地内に平岸停留場を設ける。								約 2,900m <sup>2</sup>
	なお、札幌市豊平区平岸4条13丁目地内に南平岸停留場を設ける。								約 1,900m <sup>2</sup>
	なお、札幌市 南 区澄川4条2丁目地内に澄川停留場を設ける。								約 1,800m <sup>2</sup>
なお、札幌市 南 区澄川4条7丁目地内に自衛隊前停留場を設ける。							約 2,000m <sup>2</sup>		
なお、札幌市 南 区真駒内地内に真駒内停留場を設ける。							約 3,200m <sup>2</sup>		
なお、札幌市 南 区真駒内東町2丁目地内に車庫を設ける。							約54,000m <sup>2</sup>		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

都市計画道路8・4・35 仮称 札幌駅前通公共地下歩道との整合を図るため、都市高速鉄道1号南北線のうち、大通停留場の区域を本案のとおり変更するものである。

変更説明書

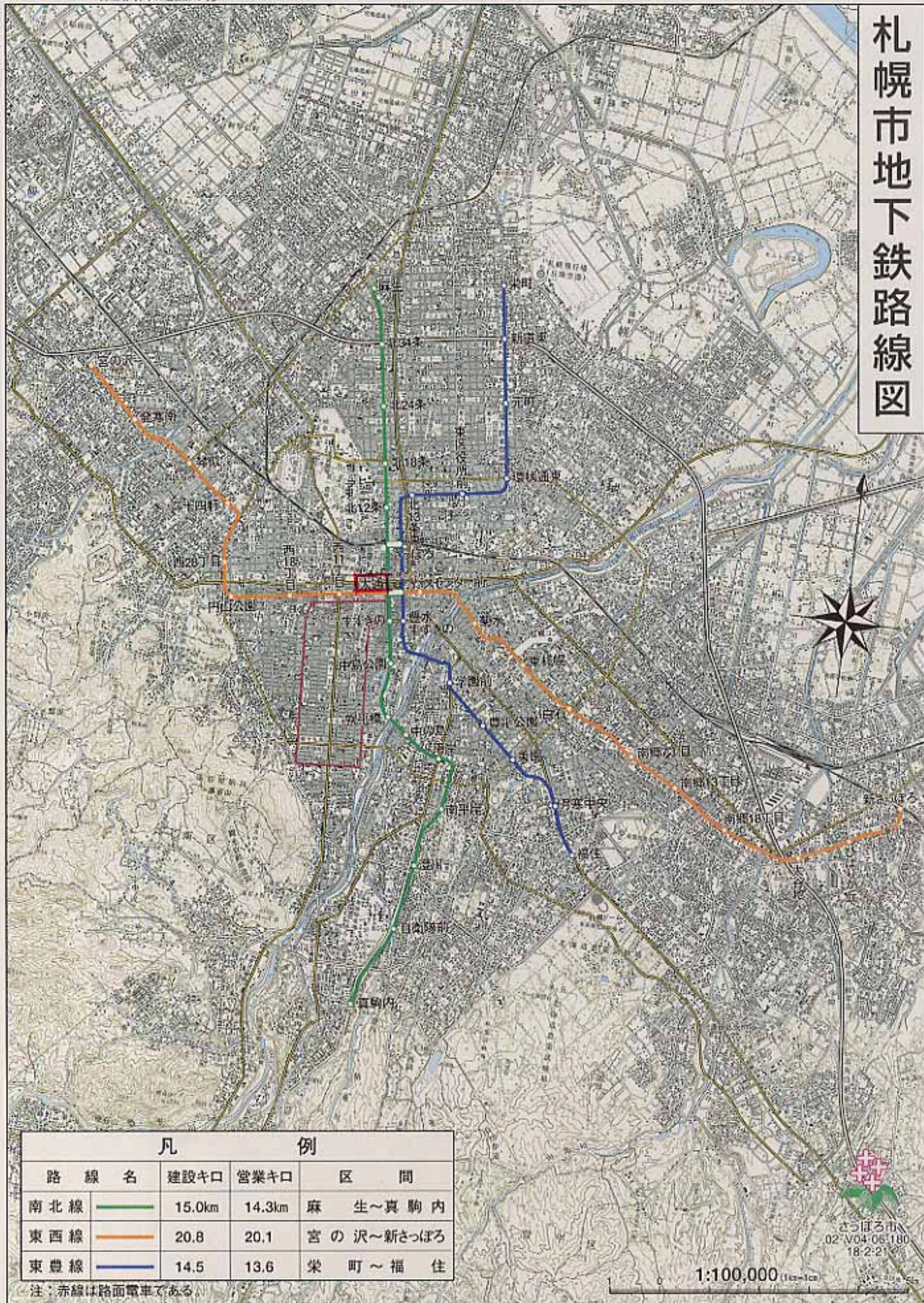
路線名	施設名	新	旧	変 更 内 容
高速鉄道 南北線	大 通 停 留 場	約 6,900m <sup>2</sup>	約 7,000m <sup>2</sup>	停留場区域の変更



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の  
5万分の1地形図を複製したものである。  
(承認番号)平18道標第10号」

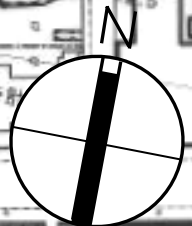
平成18年5月現在

# 札幌市地下鉄路線図



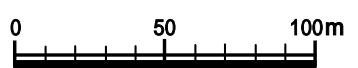


# 札幌圏都市計画都市高速鉄道変更計画図



1号 南北線 大通停留場  
(市決定)

凡例	
<span style="color: red;">—</span>	変更後
<span style="color: yellow;">—</span>	変更前
<span style="color: black;">—</span>	変更のない区間



1/2500